

第8期介護保険事業計画の「取組と目標」にかかる評価
(初期評価・中間報告)

【西ノ島町】

第5章 西ノ島町生活圏域地域包括ケアシステムの推進

(1)取組と目標					(2)自己評価			運営協議 会 評価
テーマ	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	
1.自立支援、介護予防・重度化防止の推進	サロン、体操教室、健康教室、まめな体操等、計画的に自立支援や介護予防のための事業を行っている。これらの活動は、閉じこもり予防や認知症予防としての役割も果たすものとなっている。しかし、地区によって参加人数に差があることや参加者が固定化されているため、参加していない方に向けてどう普及啓発していくかが課題である。高齢者クラブへの支援については、引き続き実施し、地域の担い手になってもらう	①まめな体操の普及活動 ②閉じこもり予防 ③ICTの活用	①現在、まめな体操(筋力強化のための重りを利用した体操)をしている5地区の継続実施。参加者の増加。(62人/年を目標とする。) ②サロン(66回/年)、体操教室(24回/年)、健康教室(6回/年)の開催。高齢者に対して介護予防や健康に対する意識啓発を行う。地域会食交流会(59回/年)の開催。新型コロナウイルスの状況下でも弁当配布をし、食を通じて地域住民らの交流の機会作りをする。 ③ICTデータ放送を活用したまめな体操や、体操教室等介護予防の啓発を行います。	第1節 生活圏域としての課題と重点施策 1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 45・46・47ページ	①8月は猛暑、悪天候が続いたため中止した地区が2地区あったが概ねどの地区も月2、3回集まって体操している。 ②サロンでは、西ノ島体操、ゲームを実施。また、熱中症予防教室や認知症予防教室を実施した。体操教室はインストラクターを招き、スニチャクを用いたストレッチを実施。コロナ禍の為、会食交流は開催できていない。 ③西ノ島チャンネルを活用し、放送を継続中。	自己評価【A】 ・コロナ禍の中で持続可能な形で集いの場や介護予防の啓発に努めている。	①新規参加者の増加のために、病院リハと協力しまめな体操の普及啓発を行う。まめな体操のマニュアル見直しを実施する。 ②サロン、体操教室とも地区によって参加人数に差があることや参加者の固定化といった課題がある。広報の利用や個別での呼びかけを通じて参加者の増加を図る。コロナ禍でも感染対策を講じ、会食はできずとも集った後に手作り弁当を持ち帰ってもらうなど工夫をしながら継続してもらっている。 ③西ノ島チャンネルを活用し、放送を継続中。更新が来ていないので更新を予定。	
2.生活支援サービスの充実	第7期中に西ノ島町全地区で座談会を実施し、SCと共に各地区での住民ニーズを把握し、地域資源マップを西ノ島町社会福祉協議会が作成した。マップの活用方法について社会福祉協議会及び協議体を通じ協議が必要と考える。	①生活支援コーディネーターと協議体の取り組み ②在宅生活への支援 ③災害時の避難体制整備	①SCと連携し、サロン等を通して地区に出かけニーズの把握を行い、意欲のある町民に対しては、住民主体の集いの場の主体的な人物になってもらえるように働きかけ、地域資源の開発、ネットワーク化を推進する。 ②既存のサービスの継続に努めるとともに、ヘルパーほっとサービスやボランティアによる有償サービスの見直しによる制度外サービスを活用し、在宅生活を支援する。 ③地域の見守り体制については、民生員に避難行動要支援者名簿を配布するなど全地区で構築されている。災害時の避難体制について整備されていない地区もあり、関係機関と連携し、想定される災害を基に避難体制の整備を進める。	第1節 生活圏域としての課題と重点施策 2. 生活支援サービスの充実 48・49ページ	①サロンや住民主体の集いの場に出向き、社会参加の啓発やつながり作りを行っている。 ②制度外での在宅生活支援については、ヘルパーほっとサービス及び配食見守りサービスにとどまっている。関係機関と協議の場を設け、情報提供や課題について話し合いを行っている。 ③避難行動要支援者名簿の配布は継続的に行っている。災害時の避難体制については、現時点では未策定。	自己評価【A】	②コロナ禍により第7期の地区回りの結果返しができていない為、10月以降のところで健康教育事業と抱き合わせ地区回りを再開する予定。 ②既存のサービスの継続提供を行えるよう事業所と連携しつつ、ボランティアを活用したサービスの拡充はもちろん民間のサービスを活用するプラン作成についても必要と考えている。 ③避難体制について明確に整備はされていないが、総務課と研修会を開催するなど徐々に連携をとる体制をつくりつつある。	
3.高齢者の生活環境(住まい)整備の推進	現状の施設の建物修繕、部屋の改築等については計画的に行っています。しかし、目標としていた新たな構想の確立と整備までに至っていない。特に当町の入所施設の対象とならない方の住まいの確保が課題となっている。	①高齢者の住まいにかかわる新たな構想の確立と整備	・町内の入所施設の対象とならない方の住まいについては、既存の施設や短期入所の空床を有効活用するなどし、単身世帯用の住まいの確保に努める。また、町営住宅の建設について高齢者の暮らしに配慮した建設及び環境整備について関係機関とともに検討。 整備目標:令和4年度 2床	第1節 生活圏域としての課題と重点施策 3. 高齢者の生活環境(住まい)整備の推進 50ページ	・既存の施設については計画的に修繕や更新を行っている。単身住まい用の確保については、計画策定時の2床のめどはたっていない。 ・住宅改修時にCMや住宅改修業者に加え、地域リハビリテーション活動支援事業を活用し、リハ職にも訪問してもらい、助言をもらうことで今住んでいるなじみの環境で継続的生活できるよう支援している。	自己評価結果【A】	①既存の施設については、計画的に修繕更新を行っている。単身住まい用の確保については、厚生労働省の住まい確保伴走PJのモデル事業に応募し、選ばれた為、支援を受けながら方向性だけでも示せていければいいと考えている。 ・引き続き住宅改修については地域リハビリテーション活動支援を使い適切な助言をもらいながら適切に改修を行っている。	
4.地域ケア会議の推進	医療及び福祉関係者が養護老人ホームの入所判定と福祉全般について協議する地域ケア推進会議、個別事例に対する検討を行うケース検討会、サービス担当者会議を開催している。新型コロナウイルスの流行を踏まえ、会議はオンラインで開催している。	①地域ケア推進会議の充実	①地域ケア推進会議を12回/年開催する。 ②ケース検討会を24回/年開催する。	第1節 生活圏域としての課題と重点施策 4.地域ケア会議の推進 51ページ	①養護老人ホームの入所判定と福祉全般についての協議を行う。 ②町内の介護支援専門員が担当している各ケースについて、主治医、看護師、リハビリ専門職、各事業の担当者等が個別事例について協議する。	①自己評価【A】 ・包括支援センター、病院等が養護老人ホーム入所希望者の身体・生活状況を踏まえて協議出来ている。 ・新型コロナウイルスへの対応についても情報共有する場となっている。 ・オンライン会議ではあるが、各ケースについて関係機関で協議することが出来ている。	①②今後も継続して実施。	

(1)取組と目標					(2)自己評価			運営協議 会 評価
テーマ	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	
5.在宅医療・介護連携の推進	地域ケア推進会議(12回/年)、ケース検討会議(24回/年)、担当者会議(随時)を継続的に実施することにより、関係機関との連携を密にすることができた。 オンライン会議等、新しい様式となったものの継続方法や、今後も継続可能な事業の取り組みについて検討が必要である。 咀嚼機能、口腔機能などの口腔健康管理について多職種が意識をし、歯科医、歯科衛生士、言語聴覚士、管理栄養士との連携を強化。	①在宅医療・介護連携に関する各種会議の継続 ②ターミナルケアの在り方の検討 ③法人連絡会及び日向喫茶の継続	①医療サービス、介護サービスの各サービスの各サービスが点ではなく線をつなげるように多職種で一体性をもった連携をしていくためにも、地域ケア推進会議、ケース検討会議、サービス担当者会議を今後も開催し、共有、予測性を持った対応をとることで当事者やその家族の不安を取り除き、安心感をもって地域で生活できることを目指す。また咀嚼、口腔機能など口腔健康管理についても多職種間で意識する。 ②本人や家族の希望に沿ったターミナルケアのあり方について多職種で共通の認識をもち、最後の場を病院、老人ホーム、自宅と選択できる体制を維持する。 (法人連絡会:年11回) ③町内3法人での「地域における公益的な取組」等の意見交換・情報交換を行うことを目的とした法人連絡会、そこに病院、保健所、町も参加し、サービスに繋がっていない高齢者、障がい者を対象とした地域交流サロンを継続的に開催できるよう協力・支援を継続する。 (日向喫茶開催:年11回)	第1節 生活圏域としての課題と重点施策 5.在宅医療・介護連携の推進 52・53ページ	①地域ケア推進会議(12回/年)、ケース検討会議(24回/年)、サービス担当者会議(随時)についてコロナ禍でも継続実施を行っている。 ②各機関、相談があった際には連携をとり役割を發揮している。 ③法人連絡会、日向喫茶に関して感染対策を行いながら継続的に見えるよう支援していく。	自己評価【A】 コロナの影響を受けているが、できるかたちで、会や事業の開催・継続ができています。	①円滑なオンライン会議のため7月にアンケートを実施。今後集計し、意見を参考にします。 ②今後も継続し、関係機関との連携を図る。来年1月にはACP相談員研修会受講予定。 ③福祉法人と行政(県、町)ともに有益な情報交換などの場となっている。今後も依頼があれば参加し、行政側からも必要があれば会議の場で情報提供、依頼等を行う場として活用していく。 他:口腔機能等についての多職種間での意識共有についてはあり方の検討を要する。	
6.認知症施策の推進	認知症の方やその家族が生活上の困難が生じて、周囲や地域の理解と協力のもと住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けることができるよう、普及啓発を行う。介護者のつどいや世界アルツハイマー月間に関する展示、認知症サポーター養成講座など、事業計画に沿い順次取り組んでいる。	①認知症ケアパスの有効活用 ②初期集中支援チームとの連携及び認知症地域支援推進員との活動	①認知症は誰もがなりうるものであるということを踏まえ、認知症ケアパスを手にとってもらえる環境作りや、初期集中支援チームで有効活用できる配布の工夫を検討。 ②町内で行われているサロン等に出向いて、住民に対して、認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものになっている現状について理解してもらえよう世界アルツハイマー月間に合わせて啓発、介護者の集いを計画する。	第1節 生活圏域としての課題と重点施策 6.認知症施策の推進 54ページ	①9月16～30日図書館に世界アルツハイマー月間にちなんだ展示を制作し、展示、配布を行った。 ②6月に支援チーム会議と介護者のつどいを開催。世界アルツハイマー月間にて町立図書館で普及啓発活動を実施した際に、ケアパスの展示配布を実施。	自己評価【A】 計画どおり、会議や展示、介護者の集いの開催ができています。	①～②個別ケースの一覧を作成予定。展示については今年度初めての試み。今後も継続できるようにする。介護者の集いについても年に1回程度の開催を今後も継続開催する予定。サポーター養成講座について10月に養成講座を開催予定。ケアパスと町の介護保険ガイドブックについて、住民向けの簡素化したものの作成を検討。	
7.高齢者の権利擁護体制の強化	地区に出かけて講演会を実施し、成年後見制度についての普及・啓発をしていくことを目標としていた。地区毎での講演会は実施できなかったが障がい分野と連携し成年後見制度の講演会を実施することができた。虐待の予防・早期発見・状況把握についてケース検討会等を活用することで早期介入することができている。	①高齢者の権利擁護 ②高齢者の虐待予防	①中核機関の設立について検討し、家庭裁判所、弁護士などの法律専門職、医療福祉関係団体と連携に努め、専門職のみの後見業務を受任することに限界があるため、親族後見及び法人後見の受任について推進していくためにも、障がい部局と連携し、法人及び町民向けに普及啓発を行う。 ②医療・串関係機関・民生委員等と連携をとり、高齢者の状況把握に努めるとともに、虐待を未然に防ぐことや見守り強化を目的に、町民に対して高齢者虐待について予防啓発を実施。	第1節 生活圏域としての課題と重点施策 7.高齢者の権利擁護体制の強化 55ページ	・中核機関の設立や計画についての策定については未定であるが、既存のネットワークを活用しながら権利擁護、高齢者虐待の対応にあたっている。	自己評価【A】 ・高齢者虐待及び成年後見制度についての普及啓発を行っていない。	①引き続きおき後見ネットワークに参加し、他町村及び専門職と連携をし、地域福祉計画内に利用促進基本計画を盛り込む。成年後見制度の普及啓発活動も含めて、地域共生フォーラムを島後の本会場とオンラインで繋ぎ10月29日開催予定。 ②高齢者虐待防止についての広報については、11月11日介護の日があるのでそこに併せて広報などで普及啓発活動を実施予定。	

【評価の基準】
A・・・事業計画通りの事業に取り組みを始めている。
B・・・事業計画通りの事業に取り組みと準備している。
C・・・事業計画通りの事業に全く取り組んでいない。準備もしていない。